附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で令和八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備考
（略）	（略）	
17	（略）	
17の２	Ｎ―アクリルモルホリド	
18	（略）	
（略）	（略）	
100	（略）	
100の２	Ｎ―（３―アミノプロピル）―Ｎ―ドデシルプロパン―１，３―ジアミン	
101	（略）	
（略）	（略）	
152	（略）	
152の２	アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン―１―スルホナート	
152の３	アンモニウム＝トリデカフルオロヘプタノアート	
153	（略）	
（略）	（略）	
201	（略）	

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備考
（略）	（略）	
17	（略）	
（新設）	（新設）	
18	（略）	
（略）	（略）	
100	（略）	
（新設）	（新設）	
101	（略）	
（略）	（略）	
152	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
153	（略）	
（略）	（略）	
201	（略）	